

# 岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与に関する規則

令和 2年 3月19日 規則4号

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年岩手沿岸南部広域環境組合条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与については、釜石市会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年釜石市規則第13号）の例による。

2 前項のうち、報酬の支給日については、その月の18日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日（岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第14号）第9条に規定する休日をいう。）に当たるときは、その翌日以後の日であって、18日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。